

## 所得段階別 介護保険料

介護保険料は、足立区の介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担を除く)の23%分を、足立区にお住まいの65歳以上の方の人数で割ることにより、基準額を決定します。その基準額をもとに、所得段階別の年間保険料額が決まります。保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

令和6年度

| 対象となる方  | 所得段階                                    | 保険料額(円)       |        |         |
|---|---|---------------|--------|---------|
|   |   | 月額<br>(※4)    | 年額     |         |
| 本人が住民税課税者で、本人の合計所得金額(※1)が                           | 3,000万円以上                               | 第19段階         | 43,880 | 526,560 |
|   | 2,500万円以上3,000万円未満                      | 第18段階         | 39,150 | 469,800 |
|   | 2,000万円以上2,500万円未満                      | 第17段階         | 34,430 | 413,160 |
|   | 1,500万円以上2,000万円未満                      | 第16段階         | 29,700 | 356,400 |
|   | 1,200万円以上1,500万円未満                      | 第15段階         | 24,980 | 299,760 |
|   | 900万円以上1,200万円未満                        | 第14段階         | 20,250 | 243,000 |
|   | 720万円以上900万円未満                          | 第13段階         | 16,200 | 194,400 |
|   | 620万円以上720万円未満                          | 第12段階         | 14,850 | 178,200 |
|   | 520万円以上620万円未満                          | 第11段階         | 14,180 | 170,160 |
|   | 420万円以上520万円未満                          | 第10段階         | 12,830 | 153,960 |
|   | 320万円以上420万円未満                          | 第9段階          | 11,480 | 137,760 |
|   | 210万円以上320万円未満                          | 第8段階          | 10,130 | 121,560 |
|   | 120万円以上210万円未満                          | 第7段階          | 8,780  | 105,360 |
|   | 120万円未満                                 | 第6段階          | 7,700  | 92,400  |
| 本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる)                             | 本人の課税年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が80万円超  | 【基準額】<br>第5段階 | 6,750  | 81,000  |
|   | 本人の課税年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が80万円以下 | 第4段階          | 5,880  | 70,560  |
| 本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が | 120万円超                                  | 第3段階          | 4,630  | 55,560  |
|   | 軽減申請「第3段階B階層」該当者                        |               | 3,280  | 39,360  |
|   | 軽減申請「第3段階C階層」該当者                        |               | 1,930  | 23,160  |
|   | 80万円超から120万円以下                          | 第2段階          | 3,280  | 39,360  |
|   | 軽減申請「第2段階B階層」該当者                        |               | 1,930  | 23,160  |
|   | ①80万円以下 ②生活保護の受給者<br>③老齢福祉年金受給者 のいずれか   | 第1段階          | 1,930  | 23,160  |

(※1) 合計所得金額とは、年金・給与等の収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、所得控除(扶養控除や社会保険料控除等)や損失の繰越控除をする前の金額です。また、土地売却等に係る特別控除がある場合には、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額を用います。

(※2) 課税年金収入額とは、障害年金や遺族年金以外の年金収入をいい、公的年金控除を差し引く前の金額です。

(※3) その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。0円を下回った場合は0円とみなします。なお、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(所得金額調整控除がある場合は控除前の金額)から10万円を控除した金額を用います(0円を下回った場合は0円とみなします)。

(※4) 月額とは、年額を12ヵ月で割った1ヵ月あたりの標準的な金額です。